

強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領

制 定 平成17年7月15日付け支援第 432号農政部長通知

最終改正 令和5年5月19日付け経営第 210号農政部長通知

第1 趣旨

強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知。以下「強い農業づくり交付等要綱」という。)に基づく整備事業(産地基幹施設等支援タイプに限る。)、これらと連携して実施する別表に掲げる推進事業、農地利用効率化等支援交付金実施要綱(令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「農地利用効率化実施要綱」という。)、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手確保実施要綱」という。)、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱(令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知。以下「輸出拡大交付等要綱」という。)、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。以下「持続的生産強化交付等要綱」という。)及びみどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業費補助金等のうちスマート農業の総合推進対策交付等要綱(令和2年4月1日付け元農会第863号農林水産事務次官依命通知。以下「スマート農業交付等要綱」という。)に基づく整備事業及び推進事業(以下「強い農業づくり事業」という。)に関する事業実施計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、強い農業づくり交付等要綱、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け農林水産省大臣官房総括審議官、農産局長、畜産局長通知。以下「強い農業づくり事務取扱い」という。)、農地利用効率化実施要綱、担い手確保実施要綱、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱(平成12年4月1日付け12構改B350号農林水産事務次官依命通知。以下「担い手育成・確保等交付要綱」という。)、輸出拡大交付等要綱、持続的生産強化交付等要綱、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号及び3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「持続的生産強化実施要領」という。)、スマート農業交付等要綱、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業実施計画の承認

- 1 強い農業づくり事業における産地競争力の強化の取組に係る事業及び農産物等輸出の拡大の取組に係る事業を実施しようとする事業実施主体(市町村を除く。以下この項において同じ。)は知事が別に定める様式により、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業を実施しようとする事業実施主体(スマート農業交付等要綱別紙3のⅠの第1の2の(1)に定める事業実施主体をいう。以下同じ。)及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業を実施しようとする事業実施主体(持続的生産強化実施要領別紙2のⅡの第1の2の(1)に定める取組主体をいう。以下同じ。)は農林水産大臣が別に定める様式により、それぞれ事業実施計画を作成し、市町村長(事業実施地区の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主に事業を行う区域を所管する市町村長とする。)に提出するものとする。ただし、全道、総合振興局若しくは振興局(以下「総合振興局等」という。)又は複数の総合振興局等の区域を対象とする広域的な事業(以下「広域的事業」という。)を行う事業実施主体(以下「広域的事業者」という。)は、知事(全道にわたり事業を行う場合に限る。)又は主たる総合振興局長若しくは振興局長(複数の総合振興局若しくは振興局の区域を対象とする広域的事業において主に事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長をいう。以下「主たる総合振興局長等」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 市町村長は、自らが事業実施主体となる産地競争力の強化の取組に係る事業及び農産物等輸出

の拡大の取組に係る事業について事業実施計画を作成するとともに、1により提出を受けた事業実施計画と併せて、当該事業実施計画を総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

- 3 強い農業づくり事業における経営改善の取組に係る事業及び担い手確保・経営強化の取組に係る事業を実施しようとする事業実施主体は、知事が別に定める様式により事業実施計画を作成し、総合振興局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 総合振興局長等（主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。）は、1、2及び3で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長と協議するものとする。

第3 事業実施計画の変更

1 産地競争力の強化の取組に係る事業及び農産物等輸出の拡大の取組に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更であつて、次に掲げるもの

ア 強い農業づくり交付等要綱別記1のIの第3の2の(4)又は輸出拡大交付等要綱別紙のIの第5の5に定める変更

イ その他の変更

(ア) 事業の新設又は廃止

(イ) 事業実施主体の変更

(ウ) 共同利用施設の設置場所の変更

(3) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。)

イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。)

2 強い農業づくり交付等要綱別記1のIの第3の2の(4)又は輸出拡大交付等要綱別紙のIの第5の5に定める地域提案に係る事業内容の変更のうち1の(1)から(3)までに該当しない場合にあつては、知事又は総合振興局長等に報告するものとし、報告を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。

3 経営改善の取組に係る事業及び担い手確保・経営強化の取組に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第2の例により事業実施計画の変更の手続又は総合振興局長等への報告をするものとし、報告を受けた総合振興局長等は農政部長に報告するものとする。

(1) 承認を要する事業実施計画の変更

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 農地利用効率化実施要綱第4の5及び担い手確保実施要綱別記の第1の7に定める変更

エ 農地利用効率化実施要綱に基づく融資主体支援タイプの取組に係る事業及び条件不利地域支援タイプの取組に係る事業にあつては次の変更

(ア) 成果目標の変更

(イ) 事業実施地区の変更

(ウ) 事業実施主体が行う助成の対象（以下「助成対象」という。）の事業内容の新設

オ 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

(ア) 補助対象経費の30パーセントを超える増減(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。)

(イ) 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増(補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。)

(2) 報告を要する事業実施計画の変更

農地利用効率化実施要綱別記のⅠの第1の3の(1)のイ及び(2)のア、Ⅱの第1の2の(1)のア及び(2)のア並びにⅢの第1の3の(1)並びに担い手確保実施要綱別記の第1の4の(1)のイに定める助成対象者（以下「助成対象者」という。）及び助成対象となる整備内容の変更（追加的信用供与補助を除く。）であって(1)に該当しないもの

- 4 次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。
 - (1) 事業の新設、中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 事業実施主体における事業費の30パーセントを超える増、補助金の増又は事業費若しくは補助金の30パーセントを超える減
 - (4) 成果目標の変更

第4 補助金の交付申請書類

- 1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、補助対象者が、農政第1号様式（昭和49年4月1日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、知事（全道にわたり事業を行う広域的事業者及び知事が認める団体（以下「知事特認団体」という。）に限る。）又は総合振興局長等に対し行うものとする。
 - (1) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
 - (2) 経費の配分調書（農政第18号様式）
 - (3) 事業予算書（農政第20号様式）
 - (4) 資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村である場合を除く。）
 - (5) 強い農業づくり事業実施計画書（農政第145号様式）
- 2 補助対象者は、1の申請書を提出するに当たり、各事業実施主体（次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあつてはスマート農業交付等要綱別紙3のⅠの第1の2の(2)に定める取組主体を含む。以下「事業実施主体等」という。）及び助成対象者の納税対応状況について、別記第1号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。ただし、事業実施主体等が市町村であり、かつ、一般会計予算で事業を実施する場合には提出を要しない。

第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、強い農業づくり事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に強い農業づくり交付等要綱、農地利用効率化実施要綱、担い手確保実施要綱、輸出拡大交付等要綱、持続的生産強化交付等要綱、スマート農業交付等要綱及び別表に定める補助率等に乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体等及び助成対象者が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者が該当し、消費税等仕入控除税額の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率等に乗じた額から、当該事業実施主体等及び助成対象者における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

$$\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \left[\begin{array}{l} \text{事業実施主体等及び助成対象者} \\ \text{における消費税等仕入控除税額} \end{array} \right]$$

第6 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、産地競争力の

強化の取組に係る事業にあつては別記第2-1号様式、経営改善の取組に係る事業にあつては別記第2-2号様式、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあつては別記第2-3号様式、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあつては別記第2-4号様式、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあつては別記第2-5号様式、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業にあつては別記第2-6号様式に掲げる指令書により行うものとする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第4-1号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、第4の2の規定により納税対応状況申出書を提出した事業実施主体等及び助成対象者における消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体等及び助成対象者における消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業実施主体等及び助成対象者における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額（実績報告において、1により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があつた日の翌年の5月31日までに、同様式により知事（総合振興局長等）に報告しなければなりません。
- 4 前項(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があつた場合は、総合振興局長等は、当該年の6月15日までに農政部長に報告するものとする。
- 5 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第4-2号様式で補助事業者はその旨の通知をするものとする。
- 6 補助事業者が、事業実施主体等に対し補助金を財源とする助成（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあつては、当該助成金の交付決定に当たって、産地競争力の強化の取組に係る事業にあつては別記第2-1号様式、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあつては別記第2-3号様式、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあつては別記第2-5号様式、園芸作物生産転換の促進の取組に係る事業にあつては別記第2-6号様式において定める条件及び3に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあつては、「知事（総合振興局長等）」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

第7 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあつたときには、農政部長に報告するものとする。

第8 契約等

- 1 産地競争力の強化の取組に係る事業のうち整備事業、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業の事業実施主体等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- 2 事業実施主体等は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、産地競争力の強

化の取組に係る事業及び農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあつては強い農業づくり交付等要綱別記様式により、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業にあつては持続的生産強化交付等要綱別記様式第2号により、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあつてはスマート農業交付等要綱別記様式第2号により、農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

- 3 補助事業者が間接補助事業を行う場合にあつては、当該助成金の交付決定に当たって、事業実施主体等に対し第1項及び前項に定める条件と同一の条件を付すこととする。

第9 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第4に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。

(1) 補助対象経費の配分の変更

- ア 推進事業（次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業を除く。）に係る費目（(2)のイに定めるものをいう。）相互間の経費の額の流用
- イ 次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあつては、補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減

(2) 補助事業の内容の変更

ア 事業実施主体等の変更

- イ 費目（取組）の新設又は廃止。ただし、「費目」とは、整産地競争力の強化の取組に係る事業にあつては強い農業づくり交付等要綱別表1のⅠのメニュー欄に掲げる小事業（例として、1の(1)のアの(ア)から(オ)をいう。）及び別表2の区分欄のⅠの経費欄の2に定めるものを、経営改善の取組に係る事業にあつては担い手育成・確保等交付要綱別表Ⅱの区分欄の3の経費欄の1の(1)及び(2)に定めるものを、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあつては担い手育成・確保等交付要綱別表Ⅱの区分欄の1の経費欄の2の(1)及び(2)に定めるものを、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業にあつては輸出拡大交付等要綱別表1のⅠのメニュー欄のアからケに定めるものを、本要領別表に掲げるものにあつては別表のメニュー欄に定めるものをいう。また、「取組」とは、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業にあつては持続的生産強化実施要領別紙2のⅡの第1の1の(1)のア及びイ並びに(2)のアからウに定めるものを、次世代施設園芸地域展開の取組に係る事業にあつてはスマート農業交付等要綱別紙3のⅠの第1の1の(1)から(4)に定めるものをいう。

ウ 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

- (ア) 補助対象経費（イに定める費目に係る事業にあつては費目ごと。以下この項において同じ。）の30パーセントを超える増減（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助対象経費の減を除く。ただし、次世代施設園芸地域展開の促進の取組及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業以外の場合に限る。）
- (イ) 補助金額（イに定める費目に係る事業にあつては費目ごと。以下この項において同じ。）の30パーセントを超える減又は補助金額の増（補助事業の内容の変更を伴わない場合の補助金額の減を除く。ただし、次世代施設園芸地域展開の促進の取組及び水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業以外の場合に限る。）

- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第5-1号様式又は別記第5-2号様式の変更指令書で補助事業者へ通知するものとする。

第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第6号様式で補助事業者へ通知するものとする。

- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、第3の1の(1)、3の(1)のア、4の(1)及び5の(1)の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があった場合には農政部長との協議は要しないものとする。

第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第7号様式の事業遂行状況報告書及び別記第8号様式の繰越等実施計画書（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を添えて、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第9号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第12 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し
次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10－1号様式	別記第10－2号様式
一部の取消し	別記第10－3号様式	別記第10－4号様式

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更
別記第10－5号様式で補助事業者に通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第13 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第11－1号様式で補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、運用第9条関係2の(4)の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第11－2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

第14 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第7号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第15 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第12－1号様式で補助事業者はその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第12－2号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第

12-3号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。

- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第16 工事の完成等

- 1 補助事業者は、建設工事の完成及び機械器具の導入が完了したときには、農政第148号様式のしゅん功届又は別記第13号様式の機械導入完了報告書に係る書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者は、事業実施主体等から建設工事の完成及び機械器具の導入完了の報告を受け、工事完成検査等を行い、農政第148号様式のしゅん功届又は別記第13号様式の機械導入完了報告書に係る書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第13条第2項の規定により建設工事の検査を行うときには、北海道請負工事検査要領（昭和46年8月6日付け局総第373号副出納長通達「北海道請負工事検査要領の制定について」）、農政部所管工事検査方法書（昭和46年9月14日付け改一第417号農地開拓部長通達）、北海道請負工事施行成績評定要領（平成10年2月18日付け建情第686号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道請負工事施行成績評定要領の制定について」）及び工事施行成績評定基準の設定について（平成14年3月27日付け技管第1228号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）及び北海道請負工事施行成績評定要領の運用について（平成22年3月26日付け管理第1317号農政部長、水産林務部長、建設部長通知）を準用してこれを行うものとし、検査結果については別記第14号様式の補助事業に係る建設工事完成検査調書で明らかにするものとする。

第17 実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第15号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

- (1) 補助金等精算書（農政第29号様式）
- (2) 事業精算書（農政第31号様式）
- (3) 強い農業づくり事業実績書（農政第145号様式）

第18 補助金の確定額

補助金の確定額は、整備事業については、補助事業に要した経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。以下この項において同じ。）の額とのいずれか低い額に補助率等に乗じて得た額の合計額とする。

また、推進事業については、補助事業に要した経費のうち、費目ごとに掲げる経費の実支出額と交付決定した補助対象経費の額とのいずれか低い額に補助率等に乗じて得た額の合計額とする。ただし、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業にあつては持続的生産強化実施要領別表2の

メニュー欄の1の(1)の事業内容欄の取組ごとに、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあってはスマート農業交付等要綱本体別表1の事業の種類欄の3のアの事業内容欄の取組ごとに補助率等に乗じて得た額の合計額と交付決定した補助対象経費とのいずれか低い額をいう。

第19 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第16-1号様式で行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第16-2号様式で補助事業者はその超過額の返還を命ずるものとする。

第20 額の再確定

産地競争力の強化の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業及び次世代施設園芸地域展開の取組に係る事業については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 補助事業者は、額の確定後にあって、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事又は総合振興局長等に対し、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17に準じて提出するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、(1)に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第19の1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第21 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受領したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第17号様式の補助金交付状況報告書に第17の補助事業等実績報告書の写しを添えて、速やかに（道に対し国庫補助金の全額が概算払により交付されない場合においては当該事業の完了した日の翌年度の4月10日までに）、知事に報告するものとする。

第22 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間（追加的信用供与補助にあっては、対象区域すべての当該補助に係る融資（以下「プロジェクト融資」という。）の保証債務の償還又は求償権の回収若しくは償却が終了した時点まで）保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- 2 事業実施主体等は、産地競争力の強化の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業及び次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業にあっては、強い農業づくり事務取扱い第3に定める次に掲げる関係書類を、整理保存するものとする。ただし、間接補助事業における補助事業者にあっては、(7)を除くものとする。
 - (1) 事業実施に関する議会（総会等）の議事録、予算書及び決算書等の予算関係書類
 - (2) 入札関係書類、契約書、実施設計書、出来高設計書、履行証明等の工事施工関係書類（推進事業にあっては調査成果品等の事業実施に関する書類を含む。）
 - (3) 金銭出納簿、受益者の負担に関する書類、証拠書類等の経理関係書類
 - (4) 補助金交付申請から実績報告に至るまでの申請書類並びに交付決定に当たっての書類及び設計書等の往復文書
 - (5) 法令等の許認可に関する書類
 - (6) 管理規程又は利用規程等の施設管理関係書類
 - (7) 財産管理台帳（強い農業づくり交付等要綱別記様式第10号、持続的生産強化交付等要綱別記様式第10号又はスマート農業交付等要綱別記様式第10号）、図面、その他財産の取得状況が確認できる書類

- 3 経営改善の取組に係る事業にあつては、農地利用効率化実施要綱第9に定める帳簿等関係書類を、担い手確保・経営強化の取組に係る事業にあつては、担い手確保実施要綱別記の第6に定める帳簿等関係書類を、事業実施主体等及び助成対象者は整理保存するものとする。

第23 財産の処分

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、知事又は総合振興局長等に対し、強い農業づくり事務取扱い第5の3、持続的生産強化交付等要綱第28の条件、スマート農業交付等要綱第32の条件又は担い手育成・確保等交付要綱第25の条件のほか、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。
 - (1) 不動産
 - (2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
 - (3) 前2号に掲げるものの従物
 - (4) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (5) 牛、馬、豚及びめん羊並びにソフトウェア
- 2 間接補助事業における事業実施主体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、1の(1)から(5)に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助事業者の承認を得るものとする。この場合において、補助事業者（経営改善の取組に係る事業及び担い手確保・経営強化の取組に係る事業の補助事業者を除く。）は事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ強い農業づくり事務取扱い第5の3又は承認基準の定めるところにより財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- 3 1及び2の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第6の補助金の交付決定通知をもって知事又は総合振興局長等の承認があつたものとする。

 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 4 知事又は総合振興局長等は、1及び2の申請に係る承認又は不承認については別記第18号様式により補助事業者に通知するものとする。
- 5 総合振興局長等は、4の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。
- 6 4の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を道に納付することを条件とすることがある。

第24 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。

- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
- (4) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	額の確定前 別記第10-4号様式 額の確定後 別記第10-6号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第25 附帯事務費及び工事雑費

附帯事務費については、強い農業づくり交付等要綱別記1のIの第5、農地利用効率化実施要綱第5の1及び担い手確保実施要綱別記第4の1の(3)により取り扱うものとする。

また、工事雑費については、強い農業づくり事務取扱第4の3の(2)のオによるものとする。

第26 事業の着手の特例

事業の着手(機械等の発注を含む。)又は着工(以下「着手等」という。)については、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手等をする必要がある場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 産地競争力の強化の取組に係る事業、農産物等輸出の拡大の取組に係る事業、次世代施設園芸地域展開の促進の取組に係る事業、水田農業高収益作物導入推進の取組に係る事業及び別表に掲げる推進事業の場合

事業実施主体等は、強い農業づくり事務取扱第1の5、スマート農業交付等要綱別紙3の別添4又は持続的生産強化実施要領第5の2に定める交付決定前着手届(別表に掲げる推進事業にあっては別記第19号様式による。)を、着手等の前に補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

- (2) 経営改善の取組に係る事業及び及び担い手確保・経営強化に係る事業の場合

助成対象者は、補助事業者が定める交付決定前着手届を、着手等の前に補助事業者に提出するものとする。

- (3) (1)にあっては、総合振興局長等は、着手等の必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第27 産地競争力の強化の取組に係る事業の留意事項

- 1 産地競争力の強化の取組に係る事業にあっては、この要領に定めるもののほか、事業の実施及び事業により整備した施設等の管理運営等に関し、強い農業づくり事務取扱第1、第5及び第6により必要な諸手続を行うものとする。この場合にあっては、「都道府県知事」とあるのを「知事又は総合振興局長等」と読み替えるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により強い農業づくり事務取扱第5の3の(4)及び4に定める届出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、農政部長に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。

第28 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

附則（平成17年7月15日付け支援第432号）

- 1 この要領は、平成17年7月15日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる要綱等は廃止する。
 - (1) 地域農業経営支援プラットフォーム構築事業実施要領(平成15年4月1日付け農改第36号農政部長通達)
 - (2) 地域就農促進対策事業実施要領（平成12年4月3日付け農改第1号農政部長通達）
 - (3) 北海道生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け農産第2号農政部長通知）
 - (4) 北海道生産振興総合対策事業実施要領（平成14年4月15日付け農産第3号農政部長通知）
 - (5) 北海道経営構造対策実施要領（平成12年3月29日付け農振第601号農政部長通知）
 - (6) 売れる米作り推進事業実施要領（平成16年4月27日農産第199号農政部長通知）
 - (7) 北海道フードシステム機能高度化推進事業実施要領（平成15年5月13日付け食安第113号農政部長通知）
 - (8) 北海道飼料基盤活用促進事業実施要領（平成16年4月28日付け農地第143号農政部長通知）
 - (9) 北海道農業経営基盤強化促進対策事業実施要領(平成7年9月21日付け農調第1672号農政部長通知)
- 3 2の規定により廃止される要綱等に基づき、平成16年度までに実施した事業及び平成16年度までに実施し、かつ、平成17年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。ただし、北海道経営構造対策実施要領に基づき、平成16年までに事業計画の認定を受け、かつ、当該事業計画に定めるところにより平成17年度以降も事業実施を予定している経営構造対策業については、この要領の別表の細事業名等欄の経営構造対策事業として事業を実施できるものとする。この場合における事業完了の報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 この要領に定めるもののほか、強い農業づくり事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成18年4月3日付け支援第116号）

- 1 次に掲げる要領等は廃止する。
 - (1) 乳用牛群改良強化推進事業実施要領（昭和59年9月12日付け酪農第732号農政部長通達）
 - (2) 農場リース円滑化事業実施要領（平成元年8月18日付け酪畜第915号農政部長通達）
 - (3) 農村女性・高齢者地域活動支援事業の実施について（平成17年7月26日付け経営第473号農政部長通知）
- 2 1の規定により廃止される要綱等に基づき、平成17年度までに実施した事業及び平成17年度までに実施し、かつ、平成18年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（平成19年4月2日付け支援第106号）

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附則（平成19年7月27日付け支援第620号）

この要領は、平成19年7月27日から施行する。

附則（平成20年4月1日付け支援第1785号）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年8月12日付け支援第581号）

この要領は、平成20年8月12日から施行する。

附則（平成20年11月20日付け支援第898号）
この要領は、平成20年11月20日から施行する。

附則（平成21年4月1日付け支援第1461号）
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

- 附則（平成22年1月26日付け支援第1024号）
- 1 この要領は、平成22年1月26日から施行する。
 - 2 改正前の要領に基づき平成20年度までに実施し、かつ平成21年度以降も実施を予定している事業については、1の規定にかかわらず、平成22年1月31日までは従前の例による。

附則（平成22年4月1日付け支援第1326号）
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則（平成22年11月26日付け支援第555号）
この要領は、平成22年11月26日から施行する。

附則（平成23年4月1日付け支援第36号）
この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年1月16日付け支援第554号）
この要領は、平成23年1月16日から施行する。

附則（平成24年4月6日付け支援第776号）
この要領は、平成24年4月6日から施行する。

- 附則（平成25年3月29日付け支援第851号）
- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 改正前の要領に基づき平成24年度までに補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 附則（平成25年7月23日付け経営第778号）
- 1 この要領は、平成25年7月23日から施行する。
 - 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成25年5月16日から適用する。

- 附則（平成26年3月3日付け経営第1883号）
- 1 この要領は、平成26年3月3日から施行する。
 - 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成26年2月6日から適用する。

附則（平成26年4月1日付け経営第2号）
この要領は、平成26年4月1日から施行する。

- 附則（平成27年2月25日付け経営第1808号）
- 1 この要領は、平成27年2月25日から施行する。
 - 2 1の規定にかかわらず、本文、別表（補助率等欄を除く。）及び別記様式を改正する改正規定は平成27年2月3日から、別表の補助率等欄を改正する改正規定は平成27年4月1日から適用する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業につ

いては、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（平成27年4月20日付け経営第127号）

- 1 この要領は、平成27年4月20日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成27年4月9日から適用する。

附則（平成27年7月15日付け経営第747号）

この要領は、平成27年7月15日から施行する。

附則（平成28年3月1日付け経営第1908号）

- 1 この要領は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成28年1月20日から適用する。

附則（平成28年4月1日付け経営第1号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成28年12月28日付け経営第1456号）

この要領は、平成28年12月28日から施行する。

附則（平成29年4月12日付け経営第72号）

- 1 この要領は、平成29年4月12日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成29年4月3日から適用する。

附則（平成30年4月12日付け経営第91号）

- 1 この要領は、平成30年4月12日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別記様式を改正する改正規定は、平成30年4月1日から適用する。

附則（平成31年3月1日付け経営第1493号）

- 1 この要領は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文及び別表を改正する改正規定は、平成30年9月3日から適用する。

附則（令和元年（2019年）5月20日付け経営第288号）

- 1 この要領は、令和元年（2019年）5月20日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、本文、別記及び別記様式を改正する改正規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和2年5月20日付け経営第314号）

この要領は、令和2年4月1日から適用する。ただし、改正前の要領に基づき、この改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和3年5月17日付け経営第223号）

この要領は、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正前の要領に基づき、この改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和4年5月23日付け経営第192号）

- 1 この要領は、令和4年5月23日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。ただし、改正前の要領に基づきこの改正通知の適用前に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附則（令和5年5月19日付け経営第210号）
この要領は、令和5年5月19日から施行する。